

昨日の夕方、コロナについて、「対処方針の変更」の通知がきました。児童の登校については、(令和3年10月22日付のものと、大枠としては、変わっていませんが)赤字の部分が、変更となりました。(⑥の扱いの変更)

【登校を見合わせていただく】 有り体に言えば、「登校しては、いけません。」

- ① 児童が、感染(陽性と判定)
- ② 児童が、濃厚接触者と特定された
- ③ 児童が、PCR検査を受けた(受ける予定がある)
- ④ 児童に、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状がある
- ⑤ 同居の家族が、感染(陽性と判定)

【学校に、ご相談】

- ⑥ 同居の家族が、濃厚接触者と特定された場合

~~当該家族が、無症状で3日間経過、又は、検査で陰性が判明するまで~~

【特段、登校を控えることを求める必要はない】

有り体に言えば、「症状がなければ、登校していただいて構いません。」

- ⑦ 同居の家族に、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状がある

【登校を控えていただくよう、保護者に働きかける】

有り体に言えば、「なるべく、登校させないでください。」

※ この他に、次の一文が付け加わりました。

- ・花粉症の季節であり、軽微な症状がある場合の登校は、持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断する。

有り体に言えば、「軽微な症状が、花粉症によるものと思われる場合は、登校していただいても。」